

千葉県で自動車用製品製造業を営む申立人について、原発事故の第一次被害者である警戒区域内所在の取引先から部品納入が停止され、代替先から部品を調達し製品販売を試みたが、販売先1社と取引停止になったことに伴う営業損害（間接損害）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1	営業損害 （受注を失ったことによる逸失利益）	2011年6月1日付注文取消書 による注文取消分	112万7815円
2	営業損害 （調達不能部品の代替部品を使用した製品を検討するための追加的費用）	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月27日	471万6177円
3	営業損害 （金型を追加製作したための追加的費用）	自 平成23年3月11日 至 平成23年11月25日	643万6500円
4	営業損害 （調達不能部品の代替部品を試作の上不採用とした際、申立人が自らその代替部品を廃棄し、あるいは、試作依頼先に対し完成代替部品、仕掛品及び材料の費用を補償して廃棄を依頼したことによる追加的費用）	自 平成23年3月11日 至 平成23年9月26日	237万0878円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対して1465万1370円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項に掲げる期間ないし対象に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月21日

（仲介委員 新村正人）